下関市上下水道局開発行為における 給水装置設計施工要領(解説付)

下関市上下水道局

目次

第1条	目的	•	•	•	1
第2条	開発行為の同意	•	•	•	2
第3条	設計協議	•	•	•	4
第4条	見込管の布設	•	•	•	5
第5条	工事日報	•	•	•	7
第6条	施工写真	•	•	•	8
第7条	見込管の所有権	•	•	•	S
第8条	見込管の維持管理	•	•	•	11
第9条	提出書類	•	•	•	12
第10条	・ しゅん工検査に伴う確認	•	•	•	13

下関市上下水道局給水装置設計施工要綱 (解説付)

平成28年10月 1日施行

発行 下関市上下水道局 担当 給水課給水装置係 (目的)

第1条 この要領は、下関市上下水道局給水装置設計施工要綱(平成28年10月1日施行。以下「要綱」という。)第70条の規定に基づき、開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。)における給水装置工事(以下単に「給水装置工事」という。)の設計及び施工並びにその事務手続について必要な事項を定め、適正な運用を図ることを目的とする。

- 1 この要領は、下関市上下水道局給水装置設計施工要綱(平成28年10月 1日施行。以下「要綱」という。)第70条の規定に基づき、開発行為(都 市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為 をいう。以下同じ。)における給水装置工事(以下単に「給水装置工事」と いう。)の設計及び施工並びにその事務手続について必要な事項を定め、開 発行為後における道路舗装工事に先行して、給水装置工事を施行することに より、舗装完了後の給水装置工事に伴う道路掘削を防ぐことを目的とする。
- 2 この要領に関する主な関係法令等は、次のとおりとする。
- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)
- (2) 下関市水道事業給水条例(平成17年条例第307号)
- (3) 下関市水道事業給水条例施行規程(平成17年水道局規定第36号)

(開発行為の同意)

- 第2条 開発行為を行う者(以下「開発者」という。)は、市長に開発行為の 許可申請をするに当たって上下水道事業管理者(以下「管理者」という。) の同意を必要とするときは、次の各号に掲げる書類(以下「同意申請書等」 という。)を2部作成し、管理者に提出しなければならない。
 - (1) 開発行為施行に関する水道施設の管理者の同意(協議)申請書(様式第1号)
 - (2) 位置図
 - (3) 現況図
 - (4) 字図
 - (5) 土地利用計画図
 - (6) 給水施設計画図
 - (7) その他管理者が必要と認める書類
- 2 管理者は、前項の規定により同意申請書等が提出されたときは、必要な条件を付して同意するものとし、開発行為施行に関する同意書(様式第2号) により開発者にその旨を通知するものとする。
- 3 開発者は、前項の通知を受けた後に開発行為の内容を変更するときは、その変更の内容について速やかに管理者の同意を得なければならない。この場合において、当該同意に係る手続きについては、前2項の規定を準用する。

- 1 開発行為を行う者(以下「開発者」という。)は、市長に開発行為の許可申請をするに当たって上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の同意を必要とするときは、次の各号に掲げる書類(以下「同意申請等」という。)を2部作成し、管理者に提出しなければならない。ただし、管理者は、法に規定する公共施設の管理者ではないので注意すること。
- (1) 開発行為施行に関する水道施設の管理者の同意(協議)申請書(様式第 1号)は、公共施設の管理者に提出する開発行為施行に関する公共施設の 管理者の同意(協議)申請書とは異なるので注意すること。
- (2) 位置図は、縮尺1,500分の1以上のものであること。
- (3) 現況図は、開発区域がわかるものであること。
- (4) 字図は、公図の写しを基に開発区域及び開発区域に隣接する土地の地番、 地目、土地所有者等がわかるものであること。
- (5) 土地利用計画図は、開発行為の内容がわかるものであること。
- (6) 給水施設計画図は、施行しようとする給水装置工事の内容及び開発区域の標高がわかるものであること。
- (7) その他管理者が必要と認める書類
- 2 管理者は、同意申請等が提出されたときは、次の各号に掲げる条件を付して同意し、開発行為施行に関する同意書(様式第2号)により開発者にその旨を通知するものとする。

- (1) 直結直圧式、直結増圧式又は受水槽式給水のいずれかの給水方法
- (2) 分岐することができる配水管又は給水管の管種、口径及び布設箇所
- (3) 開発行為に伴う布設しようとする給水装置の配管詳細
- (4) 給水装置工事を施行する際の指示事項
- (5) 給水装置工事の施行が可能な業者の条件
- (6) 見込管布設の可否
- (7) 消火栓設置の有無
- (8) 完成後の帰属の有無
- (9) その他給水装置工事施行に当って必要な指示事項
- (10) 参考として開発行為における給水装置の配管凡例
- 3 開発者は、管理者の同意を得た後に開発行為の内容を変更するときは、その変更の内容について速やかに管理者の同意を得なければならない。この場合の当該同意に係る手続きについては、前2項の規定を準用し、再度、同意申請等を提出しなければならない。

(設計協議)

- 第3条 開発者は、給水装置工事の申込みをするときは、給水装置工事の設計 内容について、開発行為における給水装置工事設計協議申請書(様式第3号) により事前に管理者と設計協議をしなければならない。
- 2 管理者は、前項の給水装置工事設計協議申請書が提出されたときは、設計 協議結果を当該申請書に記載し、開発者に通知するものとする。
- 3 下関市水道事業給水条例施行規程(平成17年水道局規程第36号。以下 「施行規程」という。)第12条に規定する給水装置工事申込書兼承認申請 書(以下「給水装置工事申請書」という。)の設計内容が前項の設計協議結 果と異なるときは、開発者は再度、設計協議を行わなければならない。

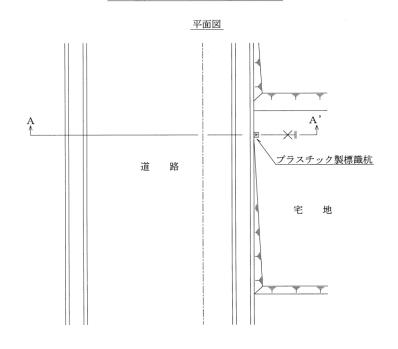
- 1 あくまでも開発行為施行に関する同意書に記載する配管は、参考例であるので、開発者は開発行為における給水装置工事の申込みをするときは、給水装置工事の配管詳細、止水栓設置箇所等設計内容について、開発行為における給水装置工事設計協議申請書(様式第3号)により事前に管理者と設計協議をしなければならない。
- 2 前項の設計協議申請書の設計内容に不備がないときは、管理者は、設計協 議結果を当該申請書に記載し、開発者に通知するものとする。
- 3 下関市水道事業給水条例施行規程(平成17年水道局規程第36号。以下「施行規程」という。)第12条に規定する給水装置工事申込書兼承認申請書(以下「給水装置工事申請書」という。)の設計内容が前項の設計協議結果と異なるときは、開発者は再度、設計協議を行わなければならない。また、開発行為の内容を変更するときに、その変更の内容により設計協議結果に変更が生じるときも再度、設計協議を行わなければならない。

(見込管の布設)

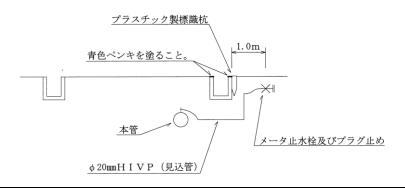
- 第4条 開発者は、開発行為の規模が1,000平方メートル以上の場合は、 見込管(給水装置工事により、将来の建築物の建築を見込んで給水幹線から 分岐して宅地内に引き込む給水管(メータ止水栓を含む。)をいう。以下同 じ。)を布設することができる。
- 2 見込管は、将来の土地の利用において、要綱第2条第5号に規定する貸与 メータ(以下「貸与メータ」という。)の検針及び給水装置の維持管理に支 障がないと推測される位置に布設するものとする。
- 3 給水装置工事を施行する下関市上下水道局指定給水装置工事事業者(以下「工事事業者」という。)は、見込管の布設位置を明示するため、プラスチック製の埋設標識杭を道路境界線の宅地内に設置するものとする。
- 4 見込管の布設は、別図を標準とする。

別図 (第4条関係)

見込管布設標準施工図



A~A'断面図



- 1 開発者は、開発行為の規模が1,000㎡以上の場合は、見込管(給水装置工事により、将来の建築物の建築を見込んで給水幹線から分岐して宅地内に引き込む給水管(メータ止水栓を含む。)をいう。以下同じ。)を布設することができる。ただし、開発行為の規模が1,000㎡未満の場合又は1,000㎡以上で建築物の建築が予定されている場合は、見込管は布設できない。
- 2 将来、土地を利用する際に見込管の布設箇所が支障となり、移設又は撤去の必要性が生じた場合においても、これに要する費用を管理者は、負担しない。
- 3 見込管の布設後、見込管の布設箇所が判別できなくなる可能性があるので、 プラスチック製の埋設標識杭を道路境界線の宅地側に設置すること。
- 4 見込管の布設は、必ずメータ止水栓下流側をプラグ止めすること。

(工事日報)

第5条 工事事業者は、給水装置工事の日々の施行内容について、給水装置工 事日報(様式第4号)を作成するものとする。

【解説】

1 工事事業者は、給水装置工事日報(様式第4号)に日々の施工内容である 工種の内訳、使用材料明細及び施工位置図等必要事項を記載し、速やかに局 担当職員に提出すること。

(施工写真)

- 第6条 工事事業者は、給水装置工事において、次の各号に掲げる施工写真を撮影するものとする。
 - (1) 給水幹線の分岐箇所、配管状況及び埋設深度が分かるもの
 - (2) 見込管の分岐箇所、配管状況及び埋設深度が分かるもの
 - (3) 弁栓類(仕切弁、空気弁、止水栓、排水栓、消火栓及びこれらに付属する室又はきょうをいう。)の設置状況及び埋設深度が分かるもの

【解説】

給水装置の維持管理上必要なため、工事事業者は、要綱第38条に規定する 分岐工事完了届に添付する工事写真に準じた次の各号に掲げる施工写真を撮影 し、提出すること。

- (1) 給水幹線の分岐箇所、配管状況及び埋設深度が分かるもの
- (2) 見込管の分岐箇所、配管状況及び埋設深度が分かるもの
- (3) 弁栓類(仕切弁、空気弁、止水栓、排水栓、消火栓及びこれらに付属する室又はきょうをいう。)の設置状況及び埋設深度が分かるもの

(見込管の所有権)

- 第7条 開発者は、下関市水道事業給水条例(平成17年条例第307号)第 5条第2項に規定するしゅん工検査合格後に、見込管の所有権を原則として 当該見込管が埋設された土地の所有者(以下「土地所有者」という。)に移 転するものとする。
- 2 開発者は、給水装置工事の申込みをする際、見込管の所有権を土地所有者 に移転することが決まっている場合は見込管の所有権及び維持管理に係る 誓約書(様式第5号)を、移転することが決まっていない場合は見込管の維 持管理に係る誓約書(様式第6号)を給水装置工事申請書に添えて提出する ものとする。

【解説】

- 1 下関市水道事業給水条例(平成17年条例第307号)第5条第2項に規 定するしゅん工検査合格後の土地所有者は、見込管の所有権を有するものと する。
- 2 開発者は、給水装置工事の申込みをする際、見込管の所有権を土地所有者 に移転することが決まっている場合は、見込管の所有権及び維持管理に係る 誓約書(様式第5号)に記載された次の各号に掲げる事項を見込管の所有権 を移転する土地所有者に説明し、給水装置工事申請書に添えて提出すること。
- (1) 見込管の所有権は、この給水装置工事のしゅん工検査合格後に見込管が 埋設された土地の所有者に移転すること。
- (2) 下関市上下水道局の貸与メータが設置されるまでの間、以下の維持管理 事項について、見込管の所有者の責任となることを土地の所有者に周知す ること。
 - ア 土地の区画割等の変更により必要となる見込管の移設又は撤去工事を 行うこと。
 - イ 見込管の漏水、出水不良等の問題が生じた場合の修繕その他の処置を 行うこと。
 - ウ 見込管の所有権を移転するときは、新たな見込管の所有者に維持管理 事項を引き継ぐこと。
- 3 開発者は、給水装置工事の申込みをする際、見込管の所有権を土地所有者 に移転することが決まっていない場合は、下関市上下水道局の貸与メータが 設置されるまでの間、自己の責任において対応する事項が記載された見込管 の維持管理に係る誓約書(様式第6号)を給水装置工事申請書に添えて提出 すること。

なお、見込管の維持管理に係る誓約書に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 土地の区画割等の変更により必要となる見込管の移設又は撤去工事を行うこと。

- (2) 見込管の漏水、出水不良等の問題が生じた場合の修繕その他の処置を行うこと。
- (3) 見込管の所有権を移転するときは、新たな見込管の所有者に維持管理事項を引き継ぐこと。

(見込管の維持管理)

- 第8条 見込管の所有者は、見込管に貸与メータが設置されるまでの間、善良な管理人の注意をもって見込管を維持管理し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 土地の区画割等の変更により必要となる見込管の移設又は撤去工事を行うこと。
 - (2) 見込管の漏水、出水不良等の問題が生じた場合の修繕その他の処置を行うこと。
- 2 見込管の所有者は、見込管の所有権を移転するときは、前項に規定する維持管理事項を新たな見込管の所有者に引き継がなければならない。

- 1 見込管の所有者は、土地を利用する給水装置工事により見込管に貸与メータが設置されるまでの間、善良な管理人の注意をもって見込管を維持管理し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、貸与メータが設置された後は、貸与メータまでの漏水修繕その他の処置に要する費用は、管理者が負担することができる。
- (1) 土地の区画割等の変更により必要となる見込管の移設又は撤去工事を行うこと。
- (2) 見込管の漏水、出水不良等の問題が生じた場合の修繕その他の処置を行うこと。
- 2 見込管の所有者は、見込管の所有権を移転するときは、前項に規定する維持管理事項を新たな見込管の所有者に説明し、見込管の所有権を移転した後の紛争等の解決に努め、新たな見込管の所有者に引き継がなければならない。

(提出書類)

- 第9条 工事事業者は、給水装置工事の完了後、施行規程第23条第1項に規定するしゅん工検査の申請前に、次の各号に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。
 - (1) 給水装置工事日報
 - (2) 第6条に規定する施工写真
 - (3) その他管理者が必要と認めるもの

【解説】

しゅん工検査の申請前に、次の各号に掲げる書類の提出がない場合は、しゅん工検査の申請を受理しないので、必ずしゅん工検査の申込み前に提出しなければならない。

- (1) 給水装置工事日報
- (2) 第6条に規定する施工写真
- (3) その他管理者が必要と認めるもの

(しゅん工検査に伴う確認)

第10条 下関市上下水道局の給水装置工事を担当する職員は、要綱第67条 に規定するしゅん工検査のほか、前条に規定する提出書類の内容について確認するものとする。

【解説】

下関市上下水道局の給水装置工事を担当する職員は、開発行為における給水装置工事について、要綱第67条に規定する書類検査及び現地検査に加え、前条に規定する提出書類が給水装置工事申請書及び添付書類の記載事項並びに施行内容と相違ないか確認するものとする。